

GENKI' X セカンド 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社SORAが開設するGENKI' Xセカンド(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護・介護予防通所介護に相当する第1号通所事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防相当サービスにあつては要支援状態、事業対象者)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・介護予防相当通所事業に相当する第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防相当通所事業の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者または事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 GENKI' X セカンド
- (2)所在地 広島県福山市駅家町大字近田 602 番地 4

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)生活相談員 2名以上

生活相談員は、居宅サービス計画書又は介護予防生活支援サービス計画に基づき、事業所内でカンファレンスを行った上で通所介護計画・第1号通所事業計画を作成すると共に、事業所内での情報共有を行う。

(3)看護職員 2名以上

看護職員は、バイタルチェック及び問診にて健康管理を行う。

(4)介護職員 5名以上

介護職員は、通所介護計画の内容に沿った介護業務を行う。

(5)機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、居宅サービス計画又は介護予防生活支援サービス計画に基づき、事業所内でカンファレンスを行った上で個別機能訓練計画又は運動機能向上計画を作成し、内容に沿った機能訓練を行

う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、土・日曜日・祝日・8月13日から15日、12月31日から1月3日を除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)サービス提供時間 午前9時00分から午後3時15分までとする。

(指定通所介護・介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定通所介護・介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の利用定員は1単位50名とする。

(指定通所介護・介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の内容)

第7条 指定通所介護・介護予防通所介護に相当する第1号通所事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 食事サービス

(4) 入浴サービス

(5) 機能訓練、個別機能訓練

(6) 生活指導、相談援助

(7) 生活機能向上グループ活動(介護予防通所介護に相当する第1号通所事業)

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護・介護予防通所介護に相当する第1号通所事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣または福山市長が定める基準によるものとする。

1 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の同意を得る事になります。)

2 上記以外に発生する費用については別紙「GENKI 'X' セカンド 料金の説明書」のとおりとする。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 福山市・府中市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1)事業所内では飲酒しないこと。

(2)喫煙は、定められた場所ですること。

(3)従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 従業者は、通所介護・介護予防通所介護に相当する第 1 号通所事業を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行う。

(苦情処理)

第 13 条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 事業所が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業者は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 17 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 (1)採用時研修 採用後1か月以内
(2)継続研修 年1回
(3)虐待防止に関する研修 年2回以上
(4)その他の研修
- 2 従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社 SORA と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。